

「滋賀県歯科保健計画一歯つらつしが（第5次）－（原案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成29年12月20日（水）から平成30年1月19日（金）までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県歯科保健計画一歯つらつしが（第5次）－（原案）」についての意見・情報の募集を行った結果、県民および団体・市町から合計11件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	県民	団体等	市町
第1章 計画の改定について			
第2章 基本的な方針			
第3章 施策の展開			
1 ライフステージに応じた取組			
(1) 乳幼児・学齢期		1 件	3 件
(2) 成人期		1 件	
(3) 高齢期			
2 支援強化が必要な取組			
(1) 障害者（児）への支援	1 件	3 件	
(2) 児童虐待への歯科からの支援			
(3) 災害時における対応			
第4章 計画の推進体制		2 件	
第5章 計画の評価			
計	1 件	7 件	3 件

合計 11 件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方																																
第3章 施策の展開 1 ライフステージに応じた取組																																			
1	3	第3章 施策の展開において、「ア 現状と達成状況の評価」で使用される“目標値”と「エ 目標値」で示される“目標値”が同じ文言のため、まぎらわしい。 「ア 現状と達成状況の評価」で使われる“目標値”を、“第4次計画目標値”等の言葉にしているかがか。	御意見を踏まえ、該当するすべての表について、次のとおり修正します。 <修正前> <table><tr><td></td><td>第4次計画策定時 (年度)</td><td>直近値 (年度)</td><td>目標値</td><td>達成状況</td></tr><tr><td>滋賀県</td><td>80.3% (H23)</td><td>82.6% (H28)</td><td>90%</td><td>○</td></tr><tr><td>全国</td><td>77.1% (H21)</td><td>83.0% (H27)</td><td>90%</td><td></td></tr></table> <修正後> <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">第4次計画策定時</td><td rowspan="2">直近値 (年度)</td><td rowspan="2">達成状況</td></tr><tr><td>数値(年度)</td><td>目標値</td></tr><tr><td>滋賀県</td><td>80.3% (H23)</td><td>90%</td><td>82.6% (H28)</td><td>○</td></tr><tr><td>全国</td><td>77.1% (H21)</td><td>90%</td><td>83.0% (H27)</td><td></td></tr></table>		第4次計画策定時 (年度)	直近値 (年度)	目標値	達成状況	滋賀県	80.3% (H23)	82.6% (H28)	90%	○	全国	77.1% (H21)	83.0% (H27)	90%			第4次計画策定時		直近値 (年度)	達成状況	数値(年度)	目標値	滋賀県	80.3% (H23)	90%	82.6% (H28)	○	全国	77.1% (H21)	90%	83.0% (H27)	
	第4次計画策定時 (年度)	直近値 (年度)	目標値	達成状況																															
滋賀県	80.3% (H23)	82.6% (H28)	90%	○																															
全国	77.1% (H21)	83.0% (H27)	90%																																
	第4次計画策定時		直近値 (年度)	達成状況																															
	数値(年度)	目標値																																	
滋賀県	80.3% (H23)	90%	82.6% (H28)	○																															
全国	77.1% (H21)	90%	83.0% (H27)																																
2	13	「フッ化物応用」について、学校歯科医の役割を明記した方が良くと思う。	御意見を踏まえ、次のとおり追記します。 <追記内容> フッ化物洗口を実施する市町または学校等においては、滋賀県フッ化物洗口実施マニュアルに基づき、学校歯科医の協力の下、職員や保護者に対する説明会を開催し、十分な理解を得られたうえで実施します。																																
3	15	スポーツ飲料をよく飲む人の割合が、現状値で1.2%だが、目標値は5%で良いのか。	本項目における5%は、スポーツ飲料や乳酸菌飲料、ジュース等、砂糖を多く含む飲料全般に対する目標値です。スポーツ飲料については現状を維持しつつ、他の飲料については5%を目指すものであるため、御意見を踏まえ、次のとおり追記するとともに、関連する12頁の表現を修正します。 <追記内容> ※スポーツ飲料については維持継続 <修正前(12頁)> 砂糖を多く含む飲料 <修正後(12頁)> スポーツ飲料や乳酸菌飲料、ジュース等、砂糖を多く含む飲料																																

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
4	24	○喫煙、受動喫煙のたばこに、非 燃焼の加熱式たばこ等の新型たば こも含めること ○敷地内（あるいは屋内）全面禁 煙」の周知徹底をお願いします ○公共性の高い施設において子ど も・妊産婦を守ることを最優先に 全面禁煙ルールを確立し、幼稚園 や小学校等の保護者への禁煙促進 の働きかけや啓発・講習等をお願 いする ○公共施設や飲食店、職場等、家 庭内で、全面禁煙の徹底をお願い する ○20 歳前～30 歳代や未成年者への 禁煙サポートに重点を置いた施策 を進めること ○禁煙により、本人および周りの 家族等の受動喫煙者でも、歯周病 や虫歯等の減少が期待され、また 口内炎や舌がん、食道がんなども 因果関係がある。これらも強調し た施策・啓発が重要 ○喫煙や受動喫煙が諸疾患、重症 化の要因となっていることには多 くのエビデンスがあり、重症化予 防の妨げ、医療費増の一因になっ ている。抜本的な対処・対策をお 願いする。	いただきましたご意見を参考にしな がら、本県で定めている「健康しが たばこ対策指針」に基づき、今後も県 内市町、学校、医療機関、事業所、各 種団体と協力して取組を進めるととも に、国の健康増進法改正の動向を踏ま えながら、今後の受動喫煙防止対策に 取り組んでいきます。
5	25	「糖尿病連携手帳の活用」が糖尿 病地域医療連携推進会議でも言わ れていることから、糖尿病治療に おける多職種連携の内容に一文入 っけてもよいのではないかと。	御意見を踏まえ、次のとおり追記し ます。 ＜追記内容＞ 糖尿病対策においては、糖尿病手帳 の活用等により、多職種の連携を推進 します。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
6	35	今後の施策の中に、精神障害者の歯科保健へも目を向けてほしい。 例えば、精神障害者（児）における目標項目ごとの数値を出したり、歯科と精神科との連携を推進したり、精神障害者への歯科保健に対する啓発を推進したりするなど。	原案における障害者（児）への支援については、原則、精神障害をはじめ、身体障害、知的障害、すべての障害者（児）を対象にしています。いただいた意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	35	「特別支援学校」と「滋賀県」に項目が分けてあるが、特別支援学校が、滋賀県から除外されたようなイメージに感じる。「滋賀県」を「その他の学校」等の標記にしてはどうか。	学校におけるデータには、特別支援学校含まれていることが別途記載されていることに加えて、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> 滋賀県 <修正後> 滋賀県平均
8	36	歯科健診実施率を目標に近づけるためには、「事業の継続が重要」ではなく、「事業実施事業所数の拡大が重要」ではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> 歯科健診実施率の維持と向上のためには、事業の継続が重要です。 <修正後> 事業の周知、事業実施事業所数の拡大が重要です。
9	40	口腔衛生センターの設備や人的な見直しや充実は図られないのか。	口腔衛生センターの設備や人員の見直し、充実については、障害者の歯科口腔保健施策全体の方向性を踏まえたうえでの具体的取組の一つですので、事業を実施する中で検討していきます。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第4章 計画の推進体制			
10	49	現行の書きぶりでは、労働局が直接的に歯科保健に取り組んでいるかのように見えるため、以下のとおり修正してはどうか。 ＜修正案＞ 滋賀労働局では、労働安全衛生法令や関連するガイドライン等に基づき、管内の事業場に対する指導や、事業者団体に対する周知啓発・要請等を行っておりますが、この機会等を活用して、県が実施する歯科口腔保健施策の周知協力を行います。 また、労働安全衛生を所掌する立場から、県が実施する歯科口腔保健施策の企画への助言等の協力を行います。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ＜修正前＞ 滋賀労働局では、<u>労働衛生のために事業場への指導、啓発を行っていますが、この機会等を活用して、事業場へ歯科口腔保健の推進に関する啓発を行います。</u> ＜修正後＞ 滋賀労働局では、<u>労働安全衛生法令や関連するガイドライン等に基づき、管内の事業場に対する指導や、事業者団体に対する周知啓発・要請等を行っておりますが、この機会等を活用して、県が実施する歯科口腔保健施策の周知協力を行います。</u> <u>また、労働安全衛生を所掌する立場から、県が実施する歯科口腔保健施策の企画への助言等の協力を行います。</u>
11	49	産業保健総合支援センターは直接事業場職員に健康管理の取組は実施できず、事業者や産業保健スタッフを介してのお願いや啓発になるため、以下のとおり修正してはどうか。 ＜修正案＞ 全国健康保険協会滋賀支部、健康保険組合等職域における健康管理関係機関は滋賀産業保健総合支援センター等と連携して、（以下、原案のまま）	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ＜修正前＞ 全国健康保険協会滋賀支部、健康保険組合、<u>滋賀産業保健総合センター等、職域における健康管理関係機関は、</u> ＜修正後＞ 全国健康保険協会滋賀支部、健康保険組合等職域における健康管理関係機関は<u>滋賀産業保健総合支援センター等と連携して、</u>